

令和3年度

教育行政執行方針

富良野市教育委員会

1. はじめに

2. 学校教育について

- 1) 主体的な学びを育てる 知育の木
- 2) 自主自律の心を育てる 情意の木
- 3) 恵まれた環境と食で育てる 健康の木
- 4) 原点を見つめ未来への輪を広げる 学びの大地

3. 社会教育について

- 1) 家庭・地域の教育力の向上・協働の連携
- 2) 人々の暮らし向上と人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進
- 3) 文化伝統の保護継承と社会教育施設整備の推進

4. 切れ目のない子育て支援について

令和3年第1回富良野市議会定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をいただき、地域に根差した実効性のある教育施策を進めてまいりたいと存じます。

1. はじめに

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度的に進展しており、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日常生活や価値観に大きな影響を与えるなど、複雑で予測困難な状況となっています。このような変化の激しい時代の中で、これからの教育は自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、新たな価値を創造し、持続可能な社会の創り手となることができるような資質・能力を育成することが求められます。このため、学校教育と社会教育を一体化し教育の方向性を示した第1次富良野市教育振興基本計画の初年度として、次代を担う人材育成と生涯教育の実現に向けた環境づくりを推進してまいります。

また、次代を担う子どもたちを安心して育てることができる環境づくりに向けて、子ども達の発達段階や特性に応じた教育・保育の充実を図るとともに、子育て家庭に対する支援体制を強化するため、関係部署との連携をさらに深め、切れ目のない子育て支援施策を総合的に推進してまいります。

2. 学校教育について

学校教育につきましては、「第 1 次富良野市教育振興基本計画」が学校教育においてめざす、夢や希望をもって粘り強く挑戦し、未来を切り拓くたくましい人づくりに向け、その資質・能力を育む取組を進めてまいります。

また、新学習指導要領が前年度の小学校での実施に引き続き、本年度は中学校においても全面実施となることから、学校と保護者、地域が連携し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育の充実に取り組んでまいります。

1) 主体的な学びを育てる 知育の木

学力向上につきましては、全国学力・学習状況調査及び小学生を対象とした標準学力検査（NRT）を実施し、児童生徒の学力や学習状況の把握と分析を進め、各学校における学習指導方法の工夫や授業改善による「分かる授業」の推進、家庭と学校の連携による家庭学習時間の確保など、「自ら学ぶ」学習環境づくりに取り組んでまいります。

外国語教育・国際理解教育につきましては、「英語が使えるふらのっ子」を目指し、引き続き外国語指導助手を全ての小中学校へ派遣し、バランスのとれた英語力を身に付け、コミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、中学校教員による小学校への乗り入れ授業やイングリッシュキャンプ

を実施し、国際社会を生き抜く資質・能力の育成に努めてまいります。

I C T教育につきましては、国のG I G Aスクール構想に基づき児童生徒 1 人 1 台の端末の基本的な操作方法の習得や、論理的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計などの情報活用能力を育成するとともに、新たに学習支援ソフトの導入による授業や家庭学習における効果的な活用を図ってまいります。

また、学びの保障に向け、遠隔授業やオンライン学習などを積極的に推進するとともに、不登校児童生徒や通信環境を持たない家庭への通信機器支援などに努めてまいります。

幼児教育の質の向上及び小学校との円滑な接続につきましては、小学校と幼児教育施設で幼稚園教育要領などに示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた合同研修会や交流授業、授業実践交流を実施し、幼稚園、保育所の教職員の資質や専門性の向上を図り、児童が小学校教育に円滑に適応できるよう努めてまいります。

特別支援教育につきましては、富良野市第4次特別支援教育マスタープランに基づき、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力を伸ばすため、個別の支援計画・指導計画を活用した効果的な支援と指導を行うとともに、保育所・幼

稚園・各学校間の円滑な引継ぎ、関係機関との連携強化や保護者向けガイドブックの発行、各種研修など学校と保護者の共通理解の促進や相談・支援の充実に努めてまいります。

2) 自主自律の心を育てる 情意の木

道徳教育につきましては、物事や事象を多面的・多角的に考え、議論する教育活動を推進するとともに富良野にゆかりのある講師陣による「心に響く道徳教育」を実施し、生命の大切さや思いやり、感動する心など、豊かな心を育む「心の教育」の充実に努めてまいります。

読書活動につきましては、引き続き学校司書を配置し、学校図書館の機能の充実を図るとともに、児童生徒の読書活動や探究活動の場としての活用を推進することにより、読解力や情報活用能力の向上と読書習慣の形成に努めてまいります。

キャリア教育の推進につきましては、自己有用感・肯定感と児童生徒一人ひとりの望ましい職業観・勤労観の育成を図るとともに、郷土への理解を深め、郷土愛を育むための取組を推進してまいります。

コミュニケーション能力の育成につきましては、演劇的手法を用いたワークショップや様々な体験活動を通じ、児童生

徒のコミュニケーションや表現力、創造力の向上に努めてまいります。

文化芸術活動による資質・能力の育成につきましては、特色ある地域資源や人材などを活用し、児童生徒の文化芸術活動への参加機会の確保に努め、児童生徒の豊かな感性や創造性を育み、豊かな社会形成につながる資質・能力の育成を図ってまいります。

不登校児童生徒への支援につきましては、多様な教育的ニーズに対応するため、適応指導教室の取組の充実やICT機器の活用などにより、教育機会の確保に努めてまいります。

また、学校と保護者、スクールカウンセラーなど関係機関との連携を強化し、児童生徒の状況に応じた組織的・計画的支援を行ってまいります。

いじめ防止基本方針に基づく取組につきましては、富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例に基づき、いじめの未然防止、早期発見・迅速な対応に努め、すべての教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」ことの意識向上を図り、いじめ根絶に向けて学校・保護者・地域との連携により取り組んでまいります。

3) 恵まれた環境と食で育てる 健康の木

環境教育につきましては、東京大学北海道演習林の恵まれた森林資源を活用した森林学習プログラムの充実と活動体制の強化に努めるとともに、地域の自然環境を生かした体験活動により、豊かな感受性や生命の尊さを培う教育に取り組んでまいります。

食に関する指導につきましては、栄養教諭による授業や給食指導など、養護教諭との連携を図りながら、子どもの発達段階に応じ、望ましい食習慣の定着に向けた指導の充実を図るとともに、学校・家庭・地域と連携した取組を推進してまいります。

健康教育につきましては、家庭や地域と連携し、規則的な生活習慣の定着を図ることを基本に、児童生徒の発達段階に応じた性教育、薬物乱用防止教育を推進するとともに、校内における健康相談体制の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の歯の健康づくりに向けて、引き続き全小中学校でフッ化物洗口を実施し、歯磨き習慣の定着に努めてまいります。

学校体育につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、学校における体力向上の取組と体育・健康に関する指導の工夫・改善を行うとともに、家庭や

地域と連携した児童生徒の運動機会の創出などにより、体力の向上に努めてまいります。

4) 原点を見つめ未来への輪を広げる 学びの大地

コミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにある学校づくりのため、地域学校協働活動の推進による地域との連携と協働体制の拡充、取組の充実に努めてまいります。

また、各コミュニティ・スクール間の情報共有や委員などの交流を深めるため、研修会などを実施し、活動内容の一層の充実に努めてまいります。

防災・安全教育につきましては、危機管理マニュアルの不断の見直しを図り、校区内の幼保・小・中学校間で共有し、危機管理体制の一層の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携した防犯訓練、火災や自然災害を想定した避難訓練や交通安全教室の実施により、児童生徒の安全対策や学習機会の充実を図ってまいります。

学校施設の整備につきましては、令和4年度開校の義務教育学校「樹海学校」の校舎増築及び改修を実施してまいります。

また、学校施設長寿命化計画に基づき、富良野小学校教室棟の大規模改修を進めてまいります。

小中学校の適正規模・適正配置につきましては、令和4年4月、樹海小学校と樹海中学校を統合し、市内初の義務教育学校「樹海学校」を開校するため、円滑な移行に向け、学校・保護者・地域とともに準備を進めてまいります。

他の学校につきましても、富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する改正指針にもとづき、保護者・地域との共通認識・理解のもと、論議を進めてまいります。

学校における働き方改革につきましては、教職員の業務の質的向上及び改善、専門性や資質の向上の実現に向け、学校・保護者・地域と連携し、適正な勤務環境づくりに取り組み、子どもたちと向き合う時間の確保に努めるとともに、服務規律の保持と法令遵守の徹底、健康管理に努めてまいります。

高校教育につきましては、今後の生徒数の減少などを見据え、市内高校が地域に必要な人材の育成と生徒の多様な教育ニーズに対応し、魅力ある高校づくりに向けた、教育活動を推進するための支援を行ってまいります。

3. 社会教育について

社会教育につきましては、「第1次富良野市教育振興基本計画」が社会教育においてめざす、ふるさと富良野への愛と誇りをもち、ともに学び合い、心豊かにつながるまちづくり

に向け、誰もが生まれ育った環境に左右されず、幼児期から安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることが出来る取組を進めてまいります。

1) 家庭・地域の教育力の向上・協働の連携

子ども子育て支援・家庭教育支援につきましては、家庭の教育力向上と子どもの望ましい生活習慣の定着に向け、家庭教育講演会や読み聞かせ研修会などの開催、子どもの発達段階に合わせた家庭教育ハンドブックや望ましい電子メディアとの関わり方の資料の作成・配布、就学前児童を対象とした休日の子どもの居場所と子育て世代の交流の場づくりを行ってまいります。

青少年教育につきましては、地域学校協働活動による地域の教育力を活かした特色ある子どもたちの活動拠点づくりの推進のため、子ども未来づくり事業、ふらのまちづくり未来ラボ推進事業などに取り組むとともに、子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、児童館・学童保育センター、放課後子ども教室の充実を図ってまいります。

2) 人々の暮らし向上と人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

成人・高齢者教育につきましては、市民一人ひとりが生涯にわたり学習活動を継続し、学びの成果を暮らしの質的向上

や地域社会に活かしていくことが出来るよう、多様な教育ニーズに対応した市民講座、講演会、学習プログラムを提供するとともに、高齢者が主体的に学び続ける場として、「楽しく魅力ある」ことぶき大学の運営に努めてまいります。

読書活動の推進につきましては、多様なニーズに適応した図書資料の充実に努めるとともに、図書館利用サークルや読書推進ボランティアとの連携のもと、快適な読書環境づくりに努めてまいります。

子どもの読書推進につきましては、富良野市子どもの読書推進プラン第3次計画に基づき、すべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、読書環境の充実を図ってまいります。

市立図書館の運営にあたっては、すべての世代が、本とふれあい、人とふれあい、生涯にわたり学ぶことができるよう、総合的かつ多機能な社会教育施設としての利活用を検討してまいります。

3) 文化伝統の保護継承と社会教育施設整備の推進

文化伝統の保護継承につきましては、郷土の貴重な文化財の調査と指定登録の検討を進め、教育やまちづくりでの活用

を推進するとともに、伝承活動を担う郷土芸能保存団体の活動についても引き続き支援してまいります。

博物館活動の推進につきましては、より多くの市民が文化的活動や郷土の歴史などに接する機会を得られるよう、多様な展示や各種の調査研究資料の公開など、より効果的な学習機会の提供に努めるとともに、インバウンドなど様々な外国人来訪者にも対応できる多言語解説機能の強化を進めてまいります。

社会教育施設機能の充実につきましては、社会教育主事をはじめとした社会教育の専門指導者の育成や、地域課題の解決に向けた活動に多くの市民が参画できる環境を整えるとともに、社会教育関係施設の機能充実と安全で快適な環境整備を進めてまいります。

4. 切れ目のない子育て支援について

子ども・子育て支援につきましては、少子化や核家族化が進行し、保護者の就労状況や家庭環境が変化していることから、富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して妊娠・出産できる環境づくり、乳幼児期における健やかな育ちへの支援、自立や社会参加に向けた適切な支援の提供、子育てを支える富良野市の環境づくりを基本方針に、富良野

市の子どもたちを健やかに育むために、関係部署と連携し、切れ目のない、安心して子育てができる包括的な相談・体制づくりを進めてまいります。

地域における子育て支援につきましては、乳幼児とその保護者が気軽に相互交流ができ、子育て相談や情報提供などを行う子育て支援センターを運営するとともに、地域で自主的に活動している幼児クラブなどへの支援及びファミリーサポートセンター事業を推進してまいります。

また、各種の子育て支援サービスの情報をまとめた子育てガイドブックなどの作成・配布や様々な子育て情報をホームページに掲載し、子育て情報の見える化に努めるとともに、市公式 LINE アカウントによる子育てチャットボット機能の導入を進め、より活用しやすい子育て情報の発信を行ってまいります。

保育サービスの推進につきましては、核家族化、生活形態や勤務形態の多様化など、社会的背景の変化に伴う様々なニーズに対応するために、認可保育所、へき地保育所、認可外保育所、幼稚園などと連携し、受け入れ環境の整備を進めてまいります。

へき地保育所につきましては、子どもたちにとって望ましい幼児教育・保育環境の確保に向けた指針に基づき、保護者、地域などと今後の在り方を検討してまいります。

発達に遅れや不安のある子どもへの支援につきましては、関係機関・団体と連携し、心身の発達に配慮や支援を必要とする子どもの早期発見に努め、療育支援の充実を図るとともに、保育所・幼稚園から小学校へスムーズな移行ができるよう切れ目のない支援を行ってまいります。

ひとり親家庭などへの社会的支援につきましては、保護者の育児不安、ひとり親の自立や就業などに対する支援の相談窓口を引き続き設置するとともに、関係部署や専門機関と連携し、情報の共有と共通理解により、課題解決を図ってまいります。

以上、令和3年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、執行にあたりましては、事務の管理及び執行状況の点検・評価にもとづき、一層開かれた教育行政をめざしながら効果的に推進してまいりますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。